

印西市都市計画審議会委員委嘱状交付式及び
令和 7 年度第 1 回印西市都市計画審議会会議録要約

日 時	令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）午後 3 時から午後 4 時 2 5 分まで	
場 所	市役所本庁 3 階 大会議室	
出席者	委 員	市村委員、大崎委員、坂巻委員、柴海委員、須藤委員、 武藤委員、綿貫委員、大野委員、津田委員、山田委員、 今井委員、大出委員
	印西市	都市建設部：藤崎部長 都市計画課：山崎課長、麻生課長補佐、中島係長、 椎名主査、布目主査補
欠席者	なし	
傍聴者	2 名	
議 題	議案第 1 号 広域都市計画マスタープラン（印旛広域都市圏及び印西都市計画区域）（原案）	
資 料	・ 次第 ・ 諮問書 ・ 委員名簿 ・ 印西市都市計画審議会条例 ・ 議案資料 ・ 参考資料 1 ・ 参考資料 2 ・ 参考資料 3	

議事の概要	
事務局	都市計画審議会を開催いたしますが、開会に先立ち、報告事項が 3 点ございます。 1 点目は、審議会開催要件の報告でございます。 本日の出席委員は委員 12 名のうち半数以上の 12 名全員の出席をいただいております。印西市都市計画審議会条例第六条第 2 項の規定により会議の開催要件を満たしておりますことを報告いたします。 2 点目は、会議の公開と傍聴でございます。 本審議会は印西市市民参加条例の規定により公開とさせていただきます。 本日の傍聴者は 2 名でございます。 3 点目は、会議の録音でございますが、会議録を作成する都合により録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。 報告事項は以上でございます。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は次第、諮問文、委員名簿、印西市都市計画審議会条例、議案資料、参考資料 1、参考資料 2、参考資料 3 の以上 8 点でございます。 資料の不足などはございませんでしょうか。 それでは、令和 7 年度第 1 回印西市都市計画審議会を開催いたします。 それでは議事に入らせていただきます。 議事進行につきましては、印西市都市計画審議会条例第五条第 2 項の規定により会長が会議の議長を務めることとなっております。 しかしながら、本日は委員の任期満了後、最初の会議ということで、会長が決まっております。 会長が選出されるまでの間、都市建設部長が議長を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	ありがとうございます。 それでは都市建設部長を臨時の議長とさせていただきます。
仮議長	会長が選出されるまでの間、臨時に議長を務めさせていただきます。 ご協力をお願いいたします。 本日の議事日程はお配りした次第に沿って進行して参ります。 それでは日程第 1 会長の選出に入ります。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、会長の選出について説明いたします。 会長の選出につきましては、印西市都市計画審議会条例第五条第 1 項の規定により、会長は学識経験のあるものにつき、任命された委員のうちから選挙によっ

	てこれを定めるとしております。 従いまして学識経験としてご就任いただいております、市村委員、大崎委員、坂巻委員、柴海委員、須藤委員、武藤委員、綿貫委員の計7名の皆様から会長を選任することとなります。 会長の選出につきまして事務局としましては、推薦による選出がよろしいかと考えておりますけれども、皆様いかがでしょうか。
仮議長	それでは皆様にお諮りいたします。 ただいま事務局より提案のあった通り、会長は学識経験のあるものにつき、任命された委員の中より、皆様の推薦により選出したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
仮議長	異議なしと認めます。 会長の選出方法は学識経験のあるものにつき、任命された委員の中より、皆様の推薦により選出することといたします。 どなたか会長を推薦していただけますでしょうか。
委員	はい、議長。
仮議長	坂巻委員どうぞ。
委員	委員としての経験も長く、都市計画に関する知識も豊富な大崎委員を会長に推薦します。
仮議長	ありがとうございます。 ただいま大崎委員の推薦がございました。 その他、ご推薦等はございませんでしょうか。
委員	はい。
仮議長	お諮りしたいと思います。 坂巻委員からご推薦いただきました通り、大崎委員に会長をお願いしたいと思います。異議はございませんでしょうか。
委員	はい。
仮議長	異議なしと認めます。 それでは大崎委員に会長をお願いしたいと思いますが大崎委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

会長	よろしくお願いします。
仮議長	ありがとうございます。 ただいまの結果により大崎委員が会長に決定いたしました。 以上で臨時の議長としての職務が終わりましたので、新会長と交代させていただきます。 皆様ご協力ありがとうございました。
事務局	それでは大崎委員、会長席へご移動をお願いいたします。 ここで会長よりごあいさつをお願いいたしたいと思います。
会長	会長を務めさせていただきます大崎です。 円滑な審議に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 これより進行は大崎会長をお願いいたします。
議長	承知しました。 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。 ご協力をお願いいたします。 日程第 2、会長職務代理者の指名に入ります。 事務局からの説明をお願いします。
事務局	会長職務代理者の指名につきましては、印西市都市計画審議会条例第五条第 3 項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。 従いましてここで会長に、委員の皆様の中から職務代理者を指名していただきたいと考えております。
議長	わかりました。 それでは私から指名をさせていただきます。 会長職務代理者につきましては、これまで審議会委員としての実績をお持ちの、坂巻委員を指名させていただきたいと思います。 坂巻委員、よろしくお願いいたします。 次に日程第 3、会議録署名委員の指名に移ります。 事務局からの説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。 本審議会におきましては、印西市市民参加条例第 11 条第 4 項及び同条例施行規則第 13 条の規定により、審議会の会議及び会議録等を公開することとなっております。なお、本審議会の会議録は要約方式で作成しております。会議録の内容

	は、会長及び審議会の開催ごとに会長が指名する会議録署名委員の合計 2 名でご確認いただき、確定させていただいております。 つきましては、会長より、本日の審議会における会議録署名委員 1 名の指名をお願いいたします。
議長	わかりました。 それでは私から本日の会議録署名委員を指名させていただきます。 本日の会議録署名委員には、市村委員を指名させていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	日程第 4 の議案審議に入りたいと思います。 議案第 1 号、広域都市計画マスタープラン、印旛広域都市圏及び印西都市計画区域原案につきまして審議いたします。 事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	【資料に沿って説明】
議長	少し内容が長くなりますので、目次に沿って順番に、委員の皆様にお伺いしたいと思います。 1 節 2 節で、皆様からご質問、コメント等ございますでしょうか。 ページで言うと、1 ページから 11 ページまでで何かございますでしょうか。 また一通りお伺い終わりましたらまた改めて全体を通して、ご質問させていただきます。
委員	2 ページ、全体的に片仮名が多すぎて非常にわかりにくい言葉があります。 今 11 ページまでとおっしゃったんで、2 ページの一番上のカーボンニュートラルの実現、そのあとのウォーカブルな生活環境、このウォーカブルってこれ具体的にどういうことを言うのか、携帯で見たら歩きやすいとか、歩きたくなるとか、街中の再生に繋がるとかありましたが、非常にわかりにくいので、千葉県が書いたのかもしれませんが、市としても、説明を入れていただけたらなというふうに思いました。
事務局	貴重なご意見としてお伺いさせていただきます。 委員からいただいたご意見は、この広域都市圏広域都市マスタープランのみならず、市の都市マスなど、様々な計画がありますので、そのようなご意見があるということを念頭に入れながら、対応させていただきたいと思います。 またあわせて千葉県の方にも、そのようなご意見があったことは伝えさせていただきたいと思います。
委員	8 ページ災害について、こちらまだ記憶に新しいと思いますけども、令和元年度の房総半島の台風や令和 5 年度の台風 13 号など、印西市にも甚大な被害がござ

	いました。 特に、市街化調整区域に関しては、崖が後ろに迫っている住宅や、山林の荒廃による道路への影響する雑木等が多く、電線が切られたり、道路に枝が落ちたり、倒れたりして、交通が寸断されたことがございました。非常に、復興に時間をかけた記憶がございます。 私も建築業ですので、建物の構造体、もしくは瓦等の被害を受けたのを記憶しておりまして、印西市においても、今後大きな災害等はもう想定はされてると思いますので、もっと細かい点を踏まえて道路の管理や雑木の管理について、地主が基本は対応することになると思うんですが、市の方である程度、連携して、大きく広がってる雑木がありますので、その処理等々も含めた考えを、取り入れることはできないかと考えております。
事務局	今広域パートの部分でご質問が出てるとしますので、広域パートの部分につきましては広く全体に網羅するような表現となっているところです。下にぶら下がる計画ほど、より細かくなりまして、区域パートの印4ページ、⑦災害に強い安心安全なまちづくりの推進。それから、印7ページでは③頻発化激甚化する自然災害の対応に関する方針にも記載があります。さらには委員のご質問の点につきましては都市マスです。こういった地域に特化した内容は、詳細の記載になってきますので、いただいた貴重なご意見は、私どももしっかり踏まえて、次の都市マスタープランの策定の際には生かして参りたいと考えています。
委員	今の災害に関して、今委員がおっしゃられた電線の木です。私有地から出てる木がすごいと、あとは私有地から出てる草がひどい、もちろん国道もあって県道もあって、印西市道もあります。これは私の案ですが、条例で私有地の木や草が飛び出していて交通に影響してる、交通だけでなく迷惑をかけていると話があった場合に、空き家対策のところで、特定空き家という指定が国の方でできるように仕組みが実施され、空き家対策の協議会の中で、指定をされると私有地で管理されてる方が従ってくれて、雑草がひどいとか、火事になって2階が燃えた家がずっと10年間放置されているのを、重い腰上げて片してれたと。効果がすごく顕著に出てるので、2019年の風のときに、いっぱい木が倒れて、今まで当然頼めば切ってくれました。全部東電やんなきゃいけないのかと話になり今やらなくなりまして、ある地域で聞いたんですけども、消防団が協力するから一緒にやろうとしたら、そんな責任問題になるようなことを東電としてできませんとお断りされたという、結局は私有地の話なんで、個人がやればいいのですが、ルールがあれば私有地の方も、相続でもめてる人でも言われたからみんなで金出しやろうって話になるのかなと、法整備としてマスタープランから法律に波及していくんだと思うので、そういうことも加味していただけるといいと思いました。
事務局	委員のご意見、環境保全の部署や、今委員がおっしゃった空き家の部分を所管する部署がございますので、いただいた貴重な意見は共有する形で、今後の市の施

	策に努めていきたいと思います。
議長	それでは、次に 3 節 4 節ベースに、他のご質問があればそれでも構いません。12 ページから 24 ページあたりで何かご質問コメントございますでしょうか。
委員	12 ページの下の方で囲ってある印西の部分です。 この下から 3 行目で、このような観点から、無秩序な市街化を抑制しつつ、っていうのはこれどういう具合に抑制していくんでしょうか。 ちょっとこの内容を詳しく教えてください。
事務局	先ほどの私の説明で市街化区域、市街化調整区域の線引きの部分に触れさせてもらいましたが、印西市域においては線引き制度で、市街化を促進すべき区域、市街化を抑制すべき区域という大まかに 2 つの区域を設定しております。その制度で、市内全域を無秩序に市街化していくということではないということが基本の考えだと思っています。加えて 40 戸連たん制度と言われている、これは都市計画法の立地基準に基づいた適正な開発になりますが、印西市におきましては、千葉ニュータウン区域がある程度市街化が熟成しておりまして、その縁辺にこの 40 戸連たん制度を活用して開発が行われておりますので、市が条例、指導要綱により、一定のルールを定める形で、無秩序ではない市街化を適切な開発を誘導しています。
委員	一定のルールを定めるとは、これから定めていくものですか。
事務局	現時点で運用してるルールもあります。開発許可制度は千葉県が開発許可を持っていたところを、平成 25 年から印西市が事務処理として開発許可権を持ちました。その際に市の条例を定めてますので、その時点で市はある一定のルールを定めています。開発指導要綱において開発をする場合の基準や指導を持っています。さらに 40 戸連たん制度は、環境の面でどうなのか、そのようなご意見があることも事実ですので、そこを踏まえて、ご質問に対しては今後検討し、適切なルール必要に応じて定めていくという考えです。
委員	意見ですが 12 ページのこの表の部分です。今回この広域都市の中に印西市、成田市、佐倉市云々入っていますが、八街市とかは非線引き地域になっていて、一方で都市計画区域がある印西市は都市計画区域で市街化区域と調整区域と分かれているわけですが、そもそも都市計画が違うという中で、同じ広域都市計画マスタープランの枠組みというのは、千葉県でこの枠組みは設定されてるんでしょうけれども、何か市町目指すところとか、そもそも都市計画が違う部分があるのかなということで、この広域都市計画の中において、印旛広域都市計画で組まれてる市町村のこの枠組み、こういった背景でこういったものになっているのかがもしおわかりになれば、教えていただきたいと思います。

事務局	最初に各計画の位置付けということで、参考資料3でお示ししておりますが、印西市とすれば示された枠組みの中で従わざるをえなかったのは事実です。参考までに私が感じたところでは、印旛地域振興事務所印旛土木事務所の管内ごとに、県が設定した目安として設定されてると思います。やはり地域地域が、資料の5ページです。5ページでは赤枠で囲まれてますが、この形が自然なのかなというふうに考えています。また、広域幹線道路や成田空港拡張事業等の整備進展、県民の生活圏経済圏の拡大化など、市町村の枠を超えた広域的な課題に対応するために、人口や土地利用の状況、産業構造、地理的条件、商圈、それから通勤通学園等の、地域が持つ特性を勘案して共通する特性や可能性がこの印旛地域はこの一区切りっていう設定をされているということでございます。
委員	今ご説明いただいた内容ですが千葉県を考えはお示しいただいたとは思いますが、私としては、この広域都市計画に係るものであって、やっぱり都市計画が違う市町村と一緒に同じ方向、向けていけるのかというのが1つ、疑問でありますのでどこかタイミングがあれば、千葉県の方にも、八街も含めてこの印旛広域都市圏で、組まれてるこの枠組みがどういう背景にあるのかっていうのはしっかり聞いていただきたいなというふうに思います。
議長	区域パートに移りまして、それベースで、他のご質問もあれば、受けたいと思いますけども。委員の皆様方からいかがでしょうか。
委員	ちょっと戻りますけれども、14 ページです。人口推計の記載があります。まちをつくっていく上で、人口をどの程度に定めていくかということは非常に重要な指標の1つだと私は考えています。そうした中で他の区域が減少している、横ばい減少してる。それは当然私もが印西市の特別のポテンシャルがあって、特別な理由があるんでしょうと、ということだと思います。そういうものは都市マスの中に落とし込んでいくのかなというふうに思ってます。そうした中で、都市計画区域内人口ー市街化区域人口はイコール調整区域っていうふうに見てよいのでしょうか。それとも足し算ですか。要は都市計画区域内人口が令和2年16万5000人あって市街化区域人口が12万9000人ってなってます。これは内訳ですか、市街化は。先ほど委員さんの話からありましたけれども、調整区域のにじみ出しの件など、そういうところをコントロールしていく上でもこの数値っていうのがやっぱり重要なのかなと思ってます。人口が増加していく要因って何っていうのがあると思うんですね。区域区分の中で、例えば調整区域がまだあるんですよ。或いは市街化区域の中ではまだ土地があってマンションが建ってくんですよとか。 調整区域のにじみ出しを抑えなきゃいけないと言ってるけども、まだ少しは出てってしまうんだよとか、どういうところで、そんな細かいどの地区がどうだってことは構いませんので、どういう考え方でこの市の人口が増えていってるんですか。それから、2017年までは人口が増加してます。市の考え方としてこれは17年までの計画ですから、そこまでなんでしょうけれども、17年以降で人口

事務局	はどうなっていくというふうに考えているのか、教えていただきたい。或いは、令和2年から増加になったんですけども17年度は減少傾向に入ってるんですよ。ただ2年と17年比較で増になってますっていうのか、その辺をあわせて教えていただければと思います。 まずこの印西というのは印西都市計画区域なので、印西市白井市両域の人口の区分だと思っています。ご質問の市街化区域人口差し引けば市街化調整区域の人口かという問に対しては、この表を見る限りそういう考えなんだろうと思います。それから印西市においてのお答えとなってしまいますけれども、今は第二次基本計画の策定中ございまして、企画部門が策定しているところでございまして、印西市につきましては、人口増が鈍化はしているが、令和17年までは増加を見込んでおり、先ほど空港の機能強化の話をしました、市長からは新たな産業事業、それから住宅需要をしっかりととらえて、市街化区域についてはまだ一部未利用地がありますが、新たな住宅用地産業用地を確保していこうと。白井市さんも取り組んでいらっしゃると思いますが印西市についてもそういった指示がきているところでございますので、令和17年、それから令和30年までは緩やかな人口増加を見込んでいる統計上は出ています。加えて市長からは新たな住宅需要を考えて住宅用地を確保していくような指示が出てきてますのでそれは今後の都市マスタープランに位置付けて、事業化を図っていきたいと思っております。 貴重なご意見ありがとうございます。
議長	全体を通して、委員の皆様からいかがでしょうか。
委員	17ページの4番の辺りになりますが、カーボンニュートラルの件についてお伺いしたいと思います。カーボンニュートラルというとCO2の削減という部分と、実質CO2を吸収していく植物の保護が挙げられると思うんですけども。印西市においては都市化の進行によって、はたまたデータセンターなど、かなり建っている状況だと思います。このままですと、都市化がどんどん進行していくことによってカーボンニュートラルの実現っていうのがなかなか難しいのではないかなと思うんですけども、その点について今後の計画をお伺いしたいという点が1つあります。あともう1点、最近農業者の中では、太陽光パネルの設置、これが営農のかなり妨げになっている現状がありまして、私の個人的な意見としては、太陽光パネルは再生可能エネルギーではないと思っております。というのは、パネルを設置することによって、それがCO2、そのパネルを作ることとCO2削減がなかなか繋がらないのではないかと。作ることによってCO2をかなり消費しているという状況があると思っております。また農地にそういったパネルを設置することで、広い目で見ると、地下水への自然水の浸透が妨げられたり、様々な影響が今全国各地で出ていると思っております。そのあたりについて今後の方針をちょっと聞いてみたいなと思っております。

事務局	まず1点目のカーボンニュートラルの件ですが、印西市につきましては、印西カーボンニュートラルチャレンジ2050を策定して、全庁的に取り組むという指針が示されています。都市計画課がそこにどのように関わっていくかというのはまさにこれからでございますので、データセンターというところでは、非常に印西市注目されているところでございます。ご承知の通りデータセンターにつきましては大量の電力を消費するというところの中で、このカーボンニュートラルの考え方とどのように整合をとっていくのかは非常に都市計画課としても注視しているところでございます。お答えとしては今後いただいた貴重な意見を踏まえて、都市計画政策にどのように取り組んでいけるのかは検討させてもらいたいと思います。一方でカーボンニュートラルと同じようなグリーンインフラ。グリーンインフラの都市づくり、まちづくりについては私が一部委員となって、環境部局、それから防災など、様々な課の課長が委員として入り、検討をまさに始めたところでございますので、十分に印西市としてカーボンニュートラル、グリーンインフラのまちづくりを、自然環境に配慮することは非常に必要だと思っておりますので、今後生かして参りたいと思っております。それから、太陽光パネルのいわゆるメガソーラー。そういった部分につきましても、今現状としては印西市おそらくそういった規制をするような、一定のルールを定められていないと思います。今市長から、太陽光、ヤード、こういったものの規制について検討するようになっていうところで、これも環境部局になるんですが、環境部局のみならず都市部、横断的に、全庁で取り組んでいくべきと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思います。
議長	ではある程度議論はし尽くしたでしょうか。 他にございますでしょうか。
委員	(3) のちょっと上です。 千葉県全体で令和17年の人口フレームの一部が保留されているってありました。先ほどの議論の中で、印西市はずっと緩やかに人口が伸びるって言いますけど、それって、そうなのかなという思いがありますので、それとあわせて、令和17年の人口フレームの一部が保留されてるってことについての、説明をお願いします。
事務局	事務局としてはこの部分の検証はしていませんが、確かに印西市域は唯一千葉県内で人口が増えている流山市さんもそうですけれども、類まれな地域だということはよく千葉県の職員の方とも、お話していてよく聞いていますので、千葉県全体で一部保留というところの表記については、千葉県の事務局に確認してみたいと思います。
委員	12 ページですが印西関係は、現在人口先ほどから出てるように、世帯数増加していると。下の方に、印西市の中で無秩序な市街化を抑制しつつ、自然環境の整

	備保全をやっていくということになっていきますけども、現在どのような感じで、自然環境の保全をしつつ、市街化を抑制しているのか、わかる範疇でお答えしていただきたいと思います。
事務局	自然環境の保全と開発は、非常に極端にあると思います。まず1つ、先ほど委員からも都市計画区域で八街市さんの例が出されたと思いますが、八街市さんは線引きがされてないということで、いわゆる市街化区域市街化調整区域がないです。そうすると市街化調整区域、印西市では調整区域には開発許可が必要であり、その許可には一定のルールがあり何でもかんでもは立てられないので、開発は抑制されてます。例を出して恐縮ですが八街市さんは、いわゆる立地する条件が定められていないので、確か確認申請で基準がなされれば、どこでも建てられてしまうような状況なのが、印西市については一定のルールが必要だということで、ある程度無秩序ではない、市街化の抑制をしているという認識です。またどのように環境の保全を図っていくのか、非常に難しいテーマですが例えば、一定の開発が行われる場合には、緑地を覆う。パーセントで申し上げますと5%、これは絶対確保するようにであったり、道路、下水道、雨水の抑制施設など開発したところが区域外に流れていかないような抑制施設も設けるようにという細かな基準が定められていますので、この自然環境の保全整備というところに着目しつつ、基準については検討課題とさせていただきたいと思います。
委員	区域パートのところですが、概ね10年間というところで言うと、10年後に例えば464の使い方で、今とは大きく変わってくるということだと思います。北千葉道路ができれば、カインズのあたりの立体交差のところがインターチェンジのような機能を、牧の原の駅上がるところとか、日医大のところとか、教習所のところとか、そういう役割があるんだと思います。市がやる工事ではないんでしょうけれども、この市の機能として町をどのように使ってもらいたいのかという絵を、ちりばめていただいてもいいのかな、というふうに感じました。次、調整区域です。まさにマスタープランにおいて、印西市で調整区域の連たんの話が一番多分重要なソースなんだと思いますけれども、市によって白井市は調整区域、連たん全部だめです。佐倉も全部だめにしたのを、一部過疎地域を大丈夫にしました。行政単位において、方向をすごく分けられているところだと感じています。印西市がもうちょっと踏み込んだ、都市計画の文言があってもいいかな。それはエリアによってだとか、連たん制度はもう国県が出しているものなので、利用する市内のところで、10年後までの計画で、今つくるマスタープランに書いてないっていうのは何かちょっともったいないなと思いました。私も本業で不動産なので、全部白井のように規制されると、いや参ったなと。開発の許可が出せる出せないっていうことだけではなく、市街化区域外は基本は上下水道、都市計画税払ってないでって絡みもありますでしょうし、下水道の整備地区を、限定するべきなのか、やっぱ全域なのかというふうにするのが、このマスタープランですごく示される一番根っこの部分なのかなあというところの、具体性が書かない方がね、どうにでもなるからいいんでしょうけども、そういうのを具体

	的に検討いただいても、いいのではと思いました。一番最後の 2 の 19 です、レクリエーション系等って書いてあり、県の絵には印旛手賀、沼のエリアです。市公園ができたというところで、印の 19 に書いてあるところが多分藤代市長が一番やりたがってるの Park-PFI があんまり書いていなく、もったいないなと思っていました。具体的に書かないほうがいいのかもしれないですけども。
事務局	まず 1 点目今回の広域都市マスタープランの、今皆様にお示ししている計画案を策定する前に相当私も県の担当者とやりとりしてます。例えば 40 戸連たん制度の言葉や、今ご質問いただいた Park-PFI、検討の段階でこのような言葉を盛り込めないのかという、指示指導がありました。要望として県の都市計画課に投げましたが、個別具体的な部分については、この広域都市マスタープランというのは、広く拾えるような表現であり馴染まないということで却下をされて、市の意見は組み入れられていない形になっています。ただ北千葉道路の部分は千葉県にも重要な位置付けがされてますので、例えば 11 ページ、北千葉道路の表現はあちこちで表記されていますので、向こう 10 年間の中では、この北千葉道路沿線で土地利用を市が行いたいとなれば、この中で拾えるんだろうと、今フックがかかるような印象でおります。また、40 戸連たんの部分については、本市においては非常に重要な部分だと思ってます。印 10 ページのカタカナのエのところでは、書ける範囲のことは書いていると思っておりますが、一方で、40 戸連たん制度が悪いのか、いいのかっていうことの表現すごく難しいと思います。過去にこの 40 戸連たんをどうするかと議会でも取り上げて、非常に、きわどい判断だったと思ってます。 今後 40 戸連たんをどのように利活用していくかというところが、印西市に求められていると思しますので、今後の検討に入っていきたいと思っています。 いずれにせよ、無秩序な市街化調整区域の開発、これはあってはならないことだと思ってますので、一定のルールのもと、環境やインフラに影響しない範囲での開発というところが、印西市に求められているんだろうと思います。それから今日様々な貴重なご意見出てますが、これは市の都市マスですね、これに謳うべきもののご意見が非常に多かったんだろうと思ってますので、今日の議事録作成した中で、きちっと生かして参りたいと思ってます。
委員	カインズからまっすぐ抜けて発作に抜ける道都市計画道路のことも、印 14 に 3-2-3 号ですかね、書いてあるかと思うんですけども。そこは県の北西道路 16 号バイパスの延長線のところなのかなという部分で、あまり議論される話題に上がることがあんまりないんですが、16 号バイパスこなければどうのっていう話もあるんですけども、先に作っておけばウェルカムだよって話にもなるかと思うので、いうことも何か、計画なんでね、盛り込んでいける方向性が出てるといいなと思っていました。
事務局	今のご質問は印 11 では、千葉北西連絡道路、別の印 14 では、都市計画道路の 3-2-3 です。手前の 22 ページでは、広域都市圏構造図の中で、構想道路計画調

	査中の路線ということで、千葉北西連絡道路というのは示されております。これが16号バイパスと言われており、印西市の464号線に接続するというところがございます。これはどこに接続するかというのは具体的になっておりませんけれども、現状を見まして、区都市計画道路の先ほど言いましたカインズのあたり。今、この辺しかないだろうということで、要望活動は印西市としてもしております、現実的に地籍調査事業もこの計画路線が来るところについては、概ねあと二、三年で終了する予定ということで、という対応はしております。
議長	他にございますでしょうか。 他にご意見等がないようですのでこれより採決を行います。 議案第1号、広域都市計画マスタープラン原案について、原案が妥当であると答申することに賛成される方は挙手をお願いします。 【挙手多数】
議長	挙手多数でございます。 それでは議案第1号、広域都市計画マスタープラン原案については、原案の通りとし、妥当であると答申いたします。 以上で予定しておりました議事日程は終了しました。 ご協力いただきありがとうございました。 進行を事務局にお返しいたします。
事務局	大崎会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回印西市都市計画審議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。

令和7年10月14日に行われた印西市都市計画審議会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

令和7年11月26日

印西市都市計画審議会会長
会 長

大崎 淳史

印西市都市計画審議会
会議録署名委員

市村 昇